

「生協のマイカー購入サポート制度」のご案内

三井住友
VJAギフトカード
5,000円
プレゼント!

※新車ご購入の場合に限ります。
中古車の場合は2,000円となります。

制度の仕組み(※本制度は富士フィルム生活協同組合と三井住友海上が提携し、三井住友海上の提携ディーラーとともにご提供する制度です。)

STEP1 提携ディーラーでのご商談時に生協組合員証とクーポン券を提示し、受付印を当該ディーラーより貰ってください。

注)商談初回又は早い段階にクーポン券をご提示下さい。ご提示が遅い場合、ギフト券を進呈できないことがありますのでご注意ください。

STEP2 本制度をご利用され、提携ディーラーでお車をご注文頂きました場合には、ご注文頂いたお車の納車後、富士フィルム生協よりギフト券をプレゼント致します。

注)本制度をご利用頂き、裏面記載の提携ディーラーでお車をご注文頂いた組合員様には手続きに関しまして、富士フィルム生協より直接ご連絡をさせていただきます。

Q 1. この制度を利用すると価格交渉などが不利になりませんか？

A 1. いいえ不利になることはありません。提携ディーラーですので、安心できる提携ディーラーにてご納得頂ける商談が可能です。

Q 2. 初回商談時に生協組合員証・クーポンの持参を忘れてしまった場合、あるいは初回商談後に当制度を知った場合、この制度を利用できますか？

A 2. 利用できます。但し、次回商談時に必ずご提示下さい。提携ディーラーでご注文までに、「ディーラー受付印」をもらうことと、最終的に提携ディーラーでお車を注文頂くことが条件となります。なお「ディーラー受付印」がない場合、又は生協組合員証、クーポン券のご提出がない場合、ギフト券をお受け取り出来ません。

Q 3. 本制度はどこのディーラーで利用できますか？

A 3. 裏面に記載のあるディーラーに限ります。(神奈川県内の主要ディーラーをカバーしています。)

特にご理解いただきたいこと：**本制度は商談前に生協組合員証とクーポン券をご提示いただくこと、提携ディーラーでお車をご購入いただくことでギフト券をプレゼントする仕組みです。**

マイカー購入制度クーポン券(成約時ギフト券プレゼント券)

ご提携ディーラーの皆様へ(ご提携ディーラーは裏面記載)

本クーポン券を持参し、富士フィルム生協組合員が商談にお伺いした際は、「提携ディーラー使用欄」のご記入、押印をお願いいたします。(成約時、ギフト券支給の証として必要になります。)また、生協組合員証の提示を求め、生協組合員であることの確認をお願いします。

購入者氏名：

住所：

連絡先：携帯 — —

自宅 — —

ご購入予定のお車：

ご購入された生協組合員の皆様へ

ご提携ディーラーで受付印押印後の本クーポン券は成約しギフト券が支給されるまで保管しておいてください。富士フィルム生協へのご成約報告は提携ディーラーより行いますので不要です。

提携ディーラー使用欄

ディーラー名：

ディーラー受付日

年 月 日

拠点名：

ディーラー受付印

担当名：

最終結果 (成約 ・ 不成約)

TOYOTA VOLKSWAGEN

- 神奈川トヨタ
伊勢原店0463-92-5311
湯河原店0465-62-6711
小田原中央店0465-32-7411
秦野店0463-81-4511
大井松田店0465-83-4711
小田原店0465-48-7721
- ネットトヨタ湘南
秦野店0463-88-5509
小田原店0465-35-5111
鴨宮飯泉店0465-46-1911
開成店0465-82-1411

HONDA

- ホンダカーズ中央神奈川
小田原中央店0465-34-4190
小田原東店0465-48-7800
秦野店0463-84-2800

日産

- 日産サテライト湘南
小田原店0465-32-1132
小田原飯泉店0465-47-8132
秦野中井店0465-81-3938
足柄店0465-83-2132

DAIHATSU

- 神奈川ダイハツ
小田原店0465-34-1366
大井松田店0465-82-2511
秦野店0463-80-2710

MAZDA

- マツダ小田原
小田原中央店0465-35-8100
小田原飯泉店0465-47-3900
秦野店0463-82-6900

BMW

- ShonanBMW
小田原支店0465-48-1911

中古車専門

- KEIYU(ケイユー)
秦野店0463-81-7601

◇耳寄り情報 政府の『エコカー減税』を活用したお得なお車の買い方

エコカー減税

| | | | |
|-------|---|-----------------------------|------------------|
| 適用期間 | 取得税:平成21年4月1日から平成24年3月31日までに登録 重量税:平成21年4月1日から平成24年4月30日まで | | |
| 適用対象車 | ハイブリット車 | 低燃費・公害車 | |
| | 『平成17年排出ガス基準75%低減レベル』 | | |
| | 『平成22年度燃費基準+25%』達成車 | 『平成22年度燃費基準+15% または+20%』達成車 | |
| 優遇内容 | 取得税・重量税 免税 | 取得税・重量税 75%減税 | 取得税・重量税 50%減税 |

- ※自動車取得税:平成21年4月1日～平成24年3月31日までの間に、新車登録・届出した場合。
- ※自動車重量税:平成21年4月1日～平成24年4月30日までの間に、新車登録・届出及び初回の継続車検を受ける場合で、期間内1回のみ
- ※軽自動車税・自動車税:購入の翌年度以降に適用。平成24年3月31日までの新車登録車を対象。
- ～詳細については、経済産業省・国土交通省ホームページをご参照下さい。商談の際には、自動車販売店へ対象車種や減税額などご確認ください。～

減税例:約200万円のハイブリッド車(約1.3トン)を適用期間中に新規購入した場合、
自動車重量税(3年分)2.25万円、自動車取得税(購入価格の5%)約10万円→免税

<お問合せ先>

富士フィルム生活協同組合 営業業務部 〒250-0117 神奈川県南足柄市塚原366-1
TEL:0465-70-1207 FAX:0465-70-1261